



大地申第11号

1月12日 その②

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」第1回交渉開催！

4. 労働基準法第34条1項の趣旨に踏まえ、各事業所は作業ダイヤに準じた休憩時間を取り扱うこと。

組合：特に駅職場では作業ダイヤ通りに休憩が取れていない。どのような認識か？

会社：様々な対応を、駅職場総体で対応している。

組合：休憩時間に超勤をした場合、休憩時間を変更するのか？

会社：基本は管理者の指示において休憩時間を変更することになる。

組合：職場ごとに状況は違う。業務実態を見るべきだ。

会社：実態を見て今後も対応していく。

職場実態を基に作業ダイヤが変更出来ることを確認する！

5. 大宮支社企画部門電力課の保全グループ及び工事グループ各社員の勤務実態を平成29年度7月から9月まで月別に明らかにすること。なお、時間外労働縮減に向けた具体策を明らかにすること。

組合：電力課各グループ社員の勤務実態を明らかにするべきだ。特に出退勤の打刻時間は重要だ。

会社：個人の勤務実態を示すのは厳しい。でも議論を行わないわけではない。やり方は色々ある。

組合：業務内容を割って見なければ問題点が分からない。超勤縮減をどうするのか！

会社：労使で知恵を出し合い検証をしていきたい。

組合：電力課の超勤は高止まりである。他支社でサービス超勤があると聞いている。注意喚起をするべき。

会社：サービス超勤は無いと思うし、ことあるごとに注意喚起しているが、引き続き行う。

組合：電力課の課題は、他の業務内容が分からないことである。この体制の定着を目指すべきだ。

会社：4月から新たなグループになり慣れない中で業務をしている。定着は必要である。

引き続き、電力課の業務実態について労使議論を行うことを確認する！

6. 大宮支社企画部門・各課の長時間労働が常態化しているため「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、労働時間と労働実績を厳正に管理するため出退勤記録やパソコンの使用時間を適宜把握し乖離については是正を図ること。

組合：大宮支社企画部門の長時間労働は常態化しており、今だに高い水準だ。認識はあるのか？

会社：減少傾向にあるが、長時間労働が常態化している認識はある。

組合：企画部門の労働時間縮減の見込みはあるのか？

会社：労働時間を縮減していかないといけないとの認識。業務量も減らしていかなければならない。

組合：フレックスタイムが活用出来る状況にない。制度が有効活用出来るように業務量を減らすべきだ。

会社：制度がより活用出来るように、総労働時間の縮減を目指していきたい。

適正な労働時間の把握と管理について継続議論を確認する！

次回の交渉は15日(月)10時~です